

令和6年度 第2回総合教育会議 会議録

- 日 時 令和7年2月27日（木）10時00分～11時39分
- 出席者名 深浦市長、松本教育長、酒見教育委員、山口教育委員、西山教育委員、藤田教育委員
- 出席を求めた事務局職員 総合政策部長（東嶋）、企画政策課長（岩崎）、教育部長兼教育総務課長（松本）、学校教育課長（杉原）、生涯学習課長（伴）、市民図書館長（鴻上）、スポーツ課長（金子）、国スポ・全障スポ推進課長（松尾）、こども家庭センター長（松尾）、学校教育課指導主事（前田）、学校教育課指導主事（井上）、学校教育課副課長兼学校教育係長（中島）、企画政策課副課長兼総合教育推進係長（内山）、総合教育推進係副主幹併総務企画係長（川原）
- 議 題 (1) いじめ・不登校対策について  
(2) 「子ども第三の居場所きらら」の開設について  
(3) 学力向上について
- 議事録署名者 山口教育委員
- 傍聴者 1名
- 開 会 ただいまから令和6年度第2回総合教育会議を開会いたします。  
事務局(企画政策課長) はじめに、深浦市長がご挨拶を申し上げます。
- 市 長 皆さん、おはようございます。本日は第2回総合教育会議ということで、教育委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。早いもので、この前新年が始まったと思えばもう明後日からは3月です。子ども第三の居場所きららについては昨日が内覧会、そして今日からオープンするということで、教育という面では拠点がまたひとつ増えたのではないかと改めて思っています。
- 私も教育関係の環境整備を進めておりますが、今年は新年の新学期から特別教室のエアコンがついているということで、これまで暑かった、寒かったと言われていた理科室や音楽室、多目的教室でもエアコンが稼働しているという話を聞いていますし、子供

達も快適に勉強が出来るようになったと思っています。そして 3 月といえば卒業シーズン、4 月は入学シーズンということで異動の激しい時期になります。これまでの課題であった東山代小学校がついに出来上がるということで、児童クラブとコミュニティセンターが一緒になった佐賀県でも初の学校になると聞いております。ぜひ子供達には喜んでもらいたいですし、また多世代の皆さんが集えるような複合施設になっていけばと思います。

また、大川・松浦小学校と東陵中学校が一緒になり東陵学園が出来ますが、そちらも工事はほぼ終わっており、2 階にあった職員室が 1 階に移動し、南側にあった玄関も東側に移動して入りやすくなりましたし、小学生については基本的にスクールバスが使えるようになるということで、新しい形で、伊万里市では 2 校目となる義務教育学校が開校します。子供達も皆さんも、新しい学校がスタートするという気持ちを持っていただければと思います。

令和 7 年度の予算については、大きいものとしては東山代の解体工事、そして以前からやりたいと思っていた伊万里小学校のトイレについても設計が出来ましたので、下水道への接続とあわせて洋式化をしますし、他の小学校・中学校についてもトイレ洋式化等の改修をしていきたいと考えています。また中学校 3 年生の給食費については、昨年 12 月議会で基金を増設しておりますが、今後も学校給食費の支援をしていきたいと思っております。ただ国では小学校から給食費無償化という話がありますので、実際にそうなれば残っている中学校 1 年生・2 年生をどうするのかということになりますが、予算との兼ね合いもありますのでまた皆さんと話をしながら伊万里市としてどうするのかということも考えていきたいと思っています。その他にも伊万里ならではのプログラミング関係や、英語学習のために検定試験への支援、30 周年を迎える市民図書館のカーボンニュートラル化などといったことも進めたいと思います。

今日の総合教育会議では、いじめや不登校対策、そして先ほども話しました子ども第三の居場所きららの説明などをしていきたいと思っています。是非、教育委員会と市長部局とが一緒になって協議するこの総合教育会議の趣旨を活かして、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

事務局(企画政策課長)

続きまして、松本教育長からご挨拶をお願いします。

教育長

おはようございます。私からもご挨拶を申し上げます。先ほど市長からもありましたように、教育委員会と市長部局とが本当に一体となって様々な取り組みが出来ていることを嬉しく思っていますし、この総合教育会議は大変意義のあるものだと感じております。

去年は SAGA2024 の開催という、佐賀県伊万里市にとっては歴史的な 1 年だったと思います。ご存じのとおり 12 月には教育委員会の柱となる梶原部長を亡くしましたが、新年になると二十歳の集いやハーフマラソンなど教育委員会としても非常に大きなイベントがありましたので、新しい松本部長を迎えて、市長部局とも一体となって取り組んでいるところです。令和 7 年度もしっかり頑張っていきたいと思っています。

昨日、国スポ・全障スポの総会があり、委員の方々にもご出席いただきました。みんなが、やってよかったという気持ちを持って閉じることが出来て良かったと思っています。

先ほど市長からもありましたように、もうすぐ令和 6 年度の締めとなる 3 月となりますが、さっそく高校入試がありますし、7 日に中学校と義務教育学校、その翌週 14 日に小学校の卒業式があります。また、大川、松浦、東陵の 3 校につきましては最後の卒業生を送り出すこととなりますし、その後の閉校の式典についてもそれぞれで準備を進められているところです。

教育現場におきましてはいろいろな課題がありますが、教育委員会だけで解決できるものはほぼありませんので、市長部局と一緒に取り組んでいきたいと思っています。今日の総合教育会議はよろしくをお願いします。

事務局(企画政策課長)

続きまして、議事録署名者の選任をさせていただきます。山口教育委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山口教育委員

はい。

事務局(企画政策課長)

ありがとうございます、よろしくをお願いします。

この総合教育会議につきましては、法に基づき公開としておりますが、個人情報に触れる部分や、会議の公正が害される恐れがある場合などは傍聴人の方にご退席いただくことがありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

ここからは、設置要綱に基づき、以降の進行につきましては市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（市長）

それでは議題に入ります。初めに（1）いじめ・不登校対策について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課です。まず、いじめ認知の現状について報告いたします。比較のために昨年度同時期の認知件数は括弧で示しています。1月31日現在のいじめの認知件数は、小学校523件、中学校248件、合計771件となります。昨年度と比較しますと小学校で少し増加し、中学校では減少している状況にあります。いじめについてはとにかく被害者に寄り添って解消していくということが本当に大切で、いじめに遭っている子の苦痛を少しでも早く取り除いてあげることが大切だと考えています。その解消については少なくとも3か月以上は見えていかないと分からないということで、3か月以上その行為があっていないということで解消と捉えています。あとは被害を受けた子が心身の苦痛を感じていないということを観察していくことが重要になります。現在では小学校で369件、中学校では89件の解消報告があります。いじめの事案の態様として、最も多いのが「ア：冷やかしやからかい、嫌なことを言われる」であり、続いて「ウ：軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」が多い状況ですが、この部分が増えている傾向にありますので、軽い気持ちでやったことが相手にとっては嫌なことになる場合があるということをしっかり指導していく必要があると思っています。下段に覚知のきっかけを表で示していますが「オ：アンケート調査等学校の取り組みにより発見」が7割近くになっています。何らかの手立てを講じることがいじめの発見に繋がっているということが窺えます。

次にいじめの対策ですが、先ほど述べましたいじめアンケートについてはずっと実施していきたいと考えています。あとはスクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）にいじめに対する対応にも入っていただく、積極的に関わっていただくことでいじめ対策に繋がっているところです。あとはそれぞれの学校でやっていますが、命の教育や人権教育、仲間づくり、情報モラル教育などを状況に合わせ適宜行っているところです。今年度は2学期から、いじめの早期発見を目的に、一人一台端末に入っている「心の健康観察」の利用を各学校に推奨しております。現在は市内20校のうち13校が利用しています。担任だけでなく管理職も確認できるようになっており、それを元に授業参観や声掛けなどを管理職自身が出来たり、

子供達がどのようなことで悩んでいるかが把握できたり、自分から進んで話せない子の状態がわかるので教師側から声掛けが出来るといった声も各学校からあがっています。現在利用していない学校は他の方法で早期発見しているので今は使っていないという学校もありますが、非常に効果が見えてきていますので、来年度スタート時にはすべての学校で利用していけるように働きかけていきたいと考えています。

次に、市いじめ防止対策等緊急スクールカウンセラーの活用状況です。今年度は、1月31日現在で11件の事案に対して派遣しております。これはいじめについての相談だけでなく、問題行動や命に係わること、また特性のある児童生徒がいじめの被害者や加害者になることもあるかもしれないということでのいろいろな事案に対して相談しているところです。

次に、不登校の現状について報告します。年間30日以上欠席している児童生徒の人数は、1月末現在で小学校65名、中学校84名であり昨年度同時期と比較しますと小学校が少し増え、中学校が減っている状況にあります。小学校65名のうち47名が心因性によるもの、18名が家庭の事情によるものです。中学校の84名のうち、76名が心因性によるもの、8名が家庭の事情によるものです。

次に、教育支援センターせいらの状況です。現在では40名が通級しております。内訳は小学生18名、中学生22名であり、年度途中で1名が学校復帰をしています。今年度は小学校、中学校共に通級が増加しています。せいらでは、入級している児童生徒が、少しでも社会との関わりを増やすため、韓国の方との交流や体験活動なども企画して実施されています。また、Wi-Fiの整備も進んできてタブレット端末でオンライン授業やデジタルドリルが活用できる状況にあります。

最後に不登校対策についてですが、今年度特に力を入れていることは、先ほどいじめ対策の中でも出てきましたが、SCやSSWと連携して継続的な家庭訪問の実施や関係機関との連携に力を入れているところです。その中ではSSWから状況を説明いただき、保護者にも説明いただいてせいらへの通級につながった子供達も出てきています。先ほどの「心の健康観察」の活用も不登校対策になるということで実施を呼びかけています。さらに不登校対策を充実させるために、来年度からはせいらの開所時間や、職員の雇用形態の見直しを予定しています。せいらへの相談の中で、開所時間が9時のため送迎できず通級を断念する家庭もありますので、開所時間を現在の9時から8時半に変更する予定です。また、多

くの児童生徒に対応するため職員の雇用形態を見直して毎日 3 人体制で対応できるよう変更する予定です。そして学校には登校できても教室には入れない子供達に対応できるように市内 3 校、伊万里中学校、啓成中学校、南波多郷学館に別室対応の支援員を配置する予定です。説明は以上です。

議長（市長）            ただいま学校教育課から説明がありましたが、皆様からのご意見等をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

A 委員                    いじめ対策について、心の健康観察への入力がかきかけでいじめが分かったようなことがあったのでしょうか。

学校教育課長            現在は、いじめの発見が出来たというところまでは報告が来ていませんが、こちらから声掛けが出来るなどの良さが見えてきているところではあります。

B 委員                    いじめの覚知のかきかけで「オ：アンケート調査等学校の取り組みにより発見」が 504 件と多いと感じたのですが、その後の説明で心の健康観察を利用したということをお聞きし、それがかきかけでより多く認知できたのかと感じました。今まではアンケートはプリントで各家庭に学期ごとに配布してありましたが、今後タブレットのアンケートの方がスムーズだということになれば、今までの紙媒体のアンケートが無くなるといったことはあるのでしょうか。

学校教育課長            紙媒体でのアンケートについてですが、県が共通して実施している年 2 回のアンケートが紙媒体でスタートしており、それが続いている学校もありますが、中にはオンラインで実施しているところも出てきていますので今後はそちらが進んでいく可能性があると捉えています。また年 2 回とお伝えしましたが、学校独自に毎月実施しているところもあり、そういった取り組みで発見できた分もこの認知件数に入っています。

C 委員                    心の健康観察というものは、主に自分のことに対する回答でしょうか。例えばいじめを見たといったことを回答したりもできるのでしょうか。

学校教育課長            心の健康観察は晴れや曇りなど、今の自分の心の状態を天気で

選ぶようになっており、例えば曇りが続いておれば何かあったのかといった観察が出来るようになっていきます。

C 委員

例えばいじめを発見したとかを入力するようなものではないのですね。わかりました。それからもう一つ、小学生 18 名、中学生 22 名がせいらに通級しているということですが、これは不登校者に含まれているのでしょうか。

学校教育課長

はい、不登校として報告した人数に含まれます。

議長（市長）

他にありませんか。

D 委員

不登校やいじめに対し、行政としての対策が年々細やかになってきていると感じ、大変ありがたいと感じていますが、先ほどから話に出ている心の健康観察の活用が具体的にイメージできません。入力には週に 1 回なのか、毎日なのか、その内容を保護者は見ることが出来るのか、その保護者からの気づきを吸収することが出来るようなものなのか、学校によって取り組みが違うかもしれません何か取り組みがあれば紹介して欲しいです。それから、もう一つは不登校の状況について、確かに小学校では少し増えて中学校では減っていますが、括弧書きで示してある 30 日未満の数を昨年度と比較すると小学校では 30 名から 60 名に、中学校では 28 名が 50 名に、倍近く増えています。そういう子供達が 3 月末にどうなるのか、もしかしたら増えているのではないかと懸念しています。SC や SSW の取り組みが強化されていますが、悩みを持ちながらも声に出せない親御さん、ためらいがある親御さんもおられると思いますので、そういった親御さんへの寄り添いといいますか、SC や SSW に言えたことが何か突破口になったり、親の孤立感に繋がらなかつたりすると思いますので、是非お願いしたいと思います。

学校教育課長

基本的な使い方としては、朝にタブレットに入力することとなり、毎日入力します。それを職員が見れますので、例えば雷マークが続いているなどがあれば積極的に声掛けをするといった活用が基本になります。保護者が気付けるのかという部分ですが、心の健康観察は子供と職員だけです。そこでもしいじめを認知した場合はもちろん保護者に状況を伝えて一緒に解決していくという流れを取っていくようにしています。不登校の子については貴重

なご意見をお伺いしましたので、SSW を活用して家庭に入っていくことを積極的にやっていき、保護者という目線も取り入れながらやっていくことも各学校に発信したいと思います。

議長（市長）

他にありませんか。（なし）

私からですが、皆さんも心の健康観察というものに興味があられますがイメージできない部分もあると思います。次回でいいですので、ここにタブレットを持って来てディスプレイに映すなど可視化してもらえますか。やり方は任せますので、次回の総合教育会議でお願いします。

議長（市長）

次に進みたいと思います。(2)「子ども第三の居場所きらら」の開設について、こども家庭センターから説明してください。

こども家庭センター長

健康福祉部こども家庭センターのセンター長の松尾と申します。まずこども家庭センターを設置した経緯とセンターが行う主な事業の説明をさせていただき、その事業の中の一つということで後から子ども第三の居場所きららについてご説明いたします。お配りしております別冊資料をご覧ください。最初にスライド 2 ページのセンター創設の背景についてです。家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、具体的な支援を届けることができない中、不登校の増加や児童虐待、ヤングケアラーなどが問題視されてきました。これまでは健康づくり課の母子保健機能と子育て支援課の児童福祉機能がそれぞれ分かれて業務を行っていましたが、根拠法や関係省庁が違うことで連携や協働、情報共有が円滑になされないなどの課題が生じておりました。こども家庭庁の発足を契機として令和 4 年 6 月に児童福祉法の一部改正が行われたことにより、令和 6 年 4 月以降、市町村にこども家庭センターの設置が努力義務となり、本市では令和 6 年 4 月にセンターを設置しました。センターの場所は市役所別館 1 階の北側に健康づくり課と一緒に並んでおります。現在の県内のセンター設置状況については、伊万里市、唐津市、基山町、上峰町の 2 市 2 町が設置しています。センター設置の努力義務については、国は令和 8 年度末までを目標としており、現在、全国的にも、多数の県内市町でも令和 7 年度当初、あるいは 8 年度中の設置に向けて検討されております。

次にスライド 3 ページ、主な業務についてです。センターは二つの係から成り立っています。母子保健係では妊娠から出産後ま

で乳幼児や妊産婦の健診や相談を受ける母子保健機能を有し、もう一つのこども家庭相談係では児童虐待やヤングケアラーなどの相談を受ける児童福祉機能をそれぞれ有しております。これまで子育て支援課に家庭児童相談室がありましたがこちらもこども家庭センターに吸収されています。

児童虐待などを防ぐためには本市の体制でできる範囲での事業の取り組みが必要と考えます。こども家庭庁が示すこども家庭センターが行うべき事業としまして、本市で取り組んでいる事業、また令和 6 年度から新規に取り組んだ事業について、それぞれ概要を載せています。詳しい説明は割愛しますが、スライド 4 からスライド 6 まではセンターができる前から継続して取り組んでいる事業であり、スライド 7 の子育て世帯訪問支援事業については、センター設置と同時に令和 6 年度から取り組んでいる事業となります。内容としましては家事や子育て等に対し不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣することで家事負担を軽減し虐待を予防していくものであり、委託先はシルバー人材センターです。高齢者宅を訪問するヘルパー派遣の子育て世帯版のようなものをご理解ください。

それでは、きららの説明に移ります。本日の資料の 4 ページにあります「子ども第三の居場所きららの開設」という一枚紙の資料をご覧ください。昨日、協定書調印式で使用した資料になりますので、この資料に沿ってご説明いたします。本市における「子ども第三の居場所きらら」の開設につきましては、児童福祉法並びに伊万里市子ども第三の居場所きらら条例に定める子供の居場所と位置づけまして、家庭での生活や学習等に不安や悩みを抱える子供が安心して過ごせる居場所として、本日令和 7 年 2 月 27 日に開設いたしました。きららでは学習支援や生活習慣の改善など、子供一人一人のニーズに合わせた支援を実施し、子供達の将来の自立に向け生き抜く力を育むことを目的としております。

事業概要についてですが、場所については市の中心部にある伊万里駅から徒歩 1~2 分の場所にあり、施設の構造は木造平屋建てで、1 日の利用定員は最大 20 名です。施設内にはプレイルーム、相談室 3 部屋、カームダウンエリア、学習室、スタッフルーム、台所食事室、浴室、屋外には遊具のある園庭がございます。利用者は不安や悩みを抱える市内在住の主に小中学生などを対象にしています。開設日時は月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時まで、運営形態は指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人のいちご会様を指定管理者として業務委託を行います。スタッフ

は、施設長、マネージャーがそれぞれ 1 名のほか職員やボランティア 3 名ほどで対応いたします。

今回、ひまわり園跡地の建物をリフォームしています。B&G 財団様からの助成金をいただきましたが、このような形で財団から助成を受けて子供の居場所を開設する事例としましては、県内ではみやき町と伊万里市だけとなります。助成金の内容としては、開設費用が 5,000 万円、開設後 3 年 2 か月分の運営費用が 4,560 万円でございます。

次に開設事業の内容ですが、頂いた開設費用 5,000 万円を使い、浴室、台所、空調設備の改修、照明器具の LED 化のほか、送迎車の購入や学習机・椅子など家具什器の購入をさせていただきました。資料には外観と内観の写真のほか、送迎車の写真、位置図と改修後の平面図を載せております。また、施設の入り口にある門扉には、施設のネームプレートとして鍋島焼伝統絵柄をあしらった陶板を設置しております。桜と桃の柄がありますが、桜には繁栄や豊かさが込められ、桃には厄除けや子供の健やかな成長と幸せが込められています。

ここからは、教育委員会との連携について話します。こども家庭庁が示した「こどもの居場所づくりに関する指針」によりますと、居場所づくりに関するそれぞれの責務・役割に関しては、「学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識のもと、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。」とあります。つまり学童期においては、学校そのものが居場所であるということです。また、居場所づくりの推進体制としては、市長部局の子ども政策担当部署または教育委員会がリーダーシップをとる方法がありますが、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される、とりわけ行政としては福祉と教育がしっかり連携しなさいということが書かれています。もう一つは、居場所を利用するきっかけは、本人の意思だけでなく、保護者や友人、学校の教職員や地域住民、専門機関の支援員など信頼できる人からの勧めが利用しやすさに繋がると書かれていました。こうしたことから、これまで同様、これまで以上に、福祉と教育が連携を取る必要があるということをご認識ください。

教育委員会の不登校対策として、不登校の実態把握のほか、心の健康観察などを活用した早期発見、SC や SSW を活用した取り組み、関係機関との連携などがあるという話がありました。本市には、教育委員会が設置されている「教育支援センターせいら」が

ありますが、「子ども第三の居場所きらら」とどう違うのかということに関しては、せいらに通うことは学校へ通う出席扱いとなりますが、きららは学校ではなく児童福祉法に基づく福祉施設ですので、出席扱いにはなりません。また、きららは朝9時から夕方6時まで子供の家庭環境に合わせた利用となりますので、終日利用する子もいれば、午前中だけ午後だけの子、遅く来て早く帰る子、あるいはせいらが終わってから利用する子もいます。今後、学校やせいらと家庭の橋渡しができる居場所としてきららが活用されることになると思います。こども家庭センターとしましては、きららの開所を契機とし、不安や悩みを抱える保護者や子供達の期待に応えるため、不登校児童・生徒の居場所づくりとして、子ども第三の居場所きらら運営事業にしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。説明は以上です。

議長（市長）            ただいまの説明について、委員の皆様からのご意見ご質問等があればお願いします。

C委員                    昨日内覧会に行かせていただき、とてもいい施設が出来たと感じました。入所を希望する場合はどういう形で受け入れるのでしょうか。例えば本人から、保護者から、学校の先生からの紹介でといったものになるのでしょうか。定員が1日20名とのことですが、希望者の受け入れはどのような部分で判断されるのでしょうか。

こども家庭センター長    申し込みについては書面にしています。そのきっかけとしては子供の訴え、保護者からの意思表示、関係機関からの相談などがあるかと思えます。最終的には、子供との面接、保護者との面接を経て、その子にとって利用が必要であるとの判断をしたうえで利用決定をします。

D委員                    福祉関係の管轄のため出席扱いにはならないということですが、出席日数が足りないお子さん、それも自分の意志でなく児童虐待などが原因のお子さんが、ここに居場所を作ってもらったことでなんとか出席扱いにできないかと、本人は別にそれを望んでいる訳ではないのですが、そう思いました。

2点目は送迎車というのは、通うのが大変な子供を送り迎えしてもらえるのでしょうか。3点目は児童相談所との違いになるかと思えますが、虐待ゆえに親が通わせなくてもいいと言われる場合もあると思えますが、そういった子供の一時保護的な機能もきらら

にはあるのか、やはりそれは児童相談所になるのか、その辺りをお尋ねします。

こども家庭センター長　まず 1 点目ですが、子供の居場所づくりという言葉が国でうたわれる前から、早いところでは出来ています。こども家庭庁がしっかりと方針を打ち出した時点で居場所づくりを広めていこうということで国の方も力を入れています。この居場所に通うことが出席扱いになるかどうかという所は、市町村では判断が出来ない、国レベルでしっかりと議論が必要な部分になると思います。さららについては学習支援もするほか、ご飯を食べれていない子供にご飯を提供できる、お風呂に入れていない子供にお風呂が提供できる、そういった生活支援の部分も含まれており、学習支援一本でいくという施設ではありません。あくまでも福祉施設ということでお考えいただき、そこは棲み分けが必要なのではないかと思います。国の方で議論がなされ、いい方向に変わればと思います。

2 点目送迎車については、その子供の生活の実情に応じて直接自宅に送迎できる場合もありますし、せいらが終わったあとでさららに来たいという子供についてはせいらに迎えに行くように対応したいと考えています。

児童相談所についてですが、これまで子育て支援課の家庭児童相談室で対応していました児童虐待については、基本的にルールは変わっておりません。非常に危ない案件が発生しましたら、こども家庭センターの家庭相談員がしっかりと議論をして、児童相談所に繋ぐという形になっております。

B 委員　利用者は申請登録制で間違いないのでしょうか。定員は 1 日 20 名ということですが、登録の上限はあるのでしょうか。

こども家庭センター長　定員は 1 日最大 20 名としておりますが、登録する人数についての制限はありません。例えば 100 人の登録があったとして、毎日 20 名を超えないようなシフトを組んで、週に 1 回だけ通いたい子もいれば週 3 回の子もいると思いますので、最大 20 名を超えない範囲でしっかりと対応できる形になると思います。登録制ですので、突然来て今日ここで過ごすといったことはできません。そういった事例があれば、親も一緒なら案内をして、親子でしっかりと話して、納得されたうえで利用についての申請をされるように指導します。

B 委員                    それでは登録された方たちが、いついつ利用したいということで予約制のような形になるのでしょうか。

こども家庭センター長    申請の段階で、月曜から金曜のうち曜日の希望を取って利用決定をします。途中で利用の曜日を増やしたい、減らしたいというケースは変更で対応しますが、いつ誰が来るかわからないという状態ではなく、今日はどの子が来る、何名が利用されるということ把握できるような形で利用可能としています。

B 委員                    不登校の子供を抱える保護者に視線を向けた時に、同じように悩みを抱える保護者達が集えるような場所があればいつも思います。悩みを自然に出せる場所、人の悩みを聞いて少し楽になれる場所、そういった憩いの場が出来たらと思います。後々この場がそういったものに移行してくれたらと思います。

こども家庭センター長    今日オープンしましたが、まずはここに通いたい、通ってよかったと思えるような場所にするために、子供達とスタッフとの距離を縮めることをまずは最優先に、スタートします。その後、保護者同士での悩みの解消のための集まりなど、指定管理者であるのいちご会と一緒にそういった場を設けていただけるように検討したいと思います。

A 委員                    今日からオープンということですが、オープンの時点で何名の利用が決まっているのでしょうか。

こども家庭センター長    正確な数字は覚えていませんが、登録は14名だったと思います。今日の利用者は5名の予定です。

A 委員                    施設長のほか、マネージャー1名、ボランティアが2~3名とのことですが、人はもう見つかっているのでしょうか。

こども家庭センター長    のいちご会の中で、NPOの代表の方が施設長で常勤であり、マネージャーは居場所づくりの研修をしっかりと受けられた方です。またボランティアスタッフには教職員の免許をお持ちの方もおられますので、学習支援をされたりもします。もともと子供達を受け入れるような実績をお持ちの団体ですので、しっかりと任せられると思います。

議長（市長）

他にありませんか。（なし）

昨日、B&G財団の菅原理事長と話す機会があり、B&G財団としてはきららを高齢者の方、地域の方にも使ってもらってもいいですよという話もありましたが、開設してすぐに何もかもは難しいと思いますし、出席扱いとするためにはスタッフもですが教育プログラムをここに入れていくのかといった課題もあります。まずは子供達を対象としてしっかりやっていくということから始めていきたいと思います。そこをやったうえで、皆さんのご意見等をいただきながらより良いものにしていければと思います。もしよければ運営されているところを見ていただければと思います。カムダウン、相談室、和室などもありますので、その辺りの使い方も今後は検討していくことになると思います。まずは、不安や悩みを抱えたり不登校の子供達の居場所として、しっかりとやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

議長（市長）

では、次に進みたいと思います。（3）学力向上について、学校教育課から説明してください。

学校教育課長

まずは今年度の全国学習状況調査の結果についてご説明します。対象は小学校6年生、中学校3年生及び義務教育学校の9年生になります。資料の表は10月の広報伊万里に掲載したもので、パーセンテージは正答率を表しています。項目としては資料にあげているようにそれぞれありますが、全体の正答率を見ますと小学校、中学校共に県より3~4ポイント下回る結果となっております。もちろんこの調査だけで学力を計れるものではないとは思いますが、この結果も学力の結果のひとつですので、伊万里市全体として学力向上に取り組むことが喫緊の課題だと捉えています。そこで学力向上対策として市の方で大きく3つのことに力を入れていきたいと思っています。一つ目はタブレット端末の有効活用です。令和5年度と6年度のタブレット端末の使用率を資料に示していますが、使用頻度はどんどん上がってきています。その現状をうまく活かしながら、授業改善と家庭学習の充実を図っていきたいと考えています。まずタブレット端末の活用による授業改善ですが、写真や動画を撮るといった機能自体を学習活動と連動させた授業改善であったり、有効なアプリやサイト等もありますので、各学校で紹介しながら有効に使っていくといった取り組みを始めているところです。今後は、情報部会というものがありますので、そこで各学校から出してもらって共有しながら授業改善

につなげていきたいと考えています。次にタブレット端末の活用による家庭学習の充実についてですが、タブレット端末を持ち帰れば家庭学習が充実するかといえばそういう訳ではなく、使い方次第では逆にマイナスに働くこともありますので、今後は市の方から家庭におけるタブレット端末の使用のルールを示すとともに、タブレット端末の活用による家庭学習のより良い工夫を各学校から聞き出し、それを整理して各学校に発信しながら学力向上に繋がるような家庭学習の充実を図っていきたいと考えています。

次に読書活動の推進です。一般的に、文字に触れ、考え、理解する機会を多く経験している子の学力が高いということが言われています。市としても基本に立ち戻りまして、学力向上のためにさらに読書活動の充実というものをしっかり図っていきたいと考えています。まず学校内ですが、みんなで読書する雰囲気を作ったり、教師も一緒に読書を楽しんだり、教科の学習と連携させる取り組みを行ったりすることで、進んで本に親しもうとする子供達をさらに増やしていきたいと考えています。先日 12 月に各学校から 1 名ずつ参加してもらい学力向上対策の研修会を開きましたが、その中でも読書と学力との関連や読書の大切さを詳しく説明し、各学校が読書活動にこれまで以上に取り組んでもらえるように話をしたところです。また、家庭と連携しながら読書活動に力を入れていくということも重要であると考えています。そこでこれまで以上に伊万里市全ての学校で、伊万里にある素晴らしい読書活動であるうちどくに今後しっかり力を入れていきたいと思っております。年度当初のうちどくの取り組みを調査して各学校に発信はしていますが、まだ学校ごと地域ごとに差があります。市全体のうちどくを広げていくことで、読書活動の充実を図ってきたいと考えています。あとはタブレット端末の利用が増えてきていますので、読書活動を高めるために活用できないかを模索しているところです。

3 つ目は英語力の向上です。来年度から英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英語検定を受ける生徒の保護者に対して受験料を補助するように予定しています。英語検定については中 1 から中 3 まで全員受験を原則とすることで、まず子供達が何級を受けるといった目標をもって学習する、そして合格できたら次に挑戦するために学習意欲が高まるようにすることと、そして教員も全員を合格させたいという気持ちを持つことで更に授業改善に取り組んでいくことに繋がるように、全員受験を進めてい

きたいと思っています。生徒によっては学習用端末に入っている佐賀県英語デジタル教材を使って合格に必要な英語力を養うことも目指していきたいと考えています。また目標としては、中 1 から補助を行うことにより中 3 の英検 3 級相当の英語力を有する生徒の割合 65%を目指していきたいと思っています。以上 3 つのことを大きな柱として市全体で取り組んで学力向上を図っていきたいと考えています。

議長（市長）            ただいま学力向上についての説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

D 委員                    読書活動の推進については「うちどく」がもう一度見直されなければいけないのではないかと思います。学校だけではなく地域も巻き込んでどう定着させていくのかというところも課題だと思っています。実態としては全校の朝読書が減る傾向にある中でこれをどう入れ込んでいくのかは大変苦勞させることではないかと思っています。これだけ全国的に子供が本を読まないという中で、学校だけでなく地域を含めて子供を育てようという動きにならないと、なかなか難しいと思います。ここには市民図書館との連携がありませんが、ぶっくんに学校に寄っていただき、不登校の傾向のお子さんが学校の先生以外の人と触れ合って本のお話を聞くということが出来るという効果があったことを実感しています。読書活動はどこに行っても悩まれています。どうすれば本を読むようになるのかという相談を受けたこともあります。どこの市町村も何とかしなければいけないと思っておられます。それから英語力の向上について、かなり高い金額ですので補助が出ることにより受ける機会が増える子供がいると思います。ありがとうございます。漢字検定もそうなればありがたいです。

市民図書館長            学校教育課長からの学力向上の 3 つの方針、その中に読書活動の推進を入れて説明されたということが、画期的なことではないかと思っています。読書支援については図書館でやること、子供達的情操の陶冶ということで、学力や学校教育とはちょっと切り離れた形で進められてきていたきらいがあります。しかし、学力向上には本当に読書が有効であるということを、教育委員会でも十分議論なさってのこの方針の提示というように考えておりますので、これからは学校教育課や教育総務課との連携を更に深めていきながら子供達の読書支援に向けさらに強化していきたいと思っ

ています。今現在やっておりますのは、学校図書館の支援、資料の充実のためにぶっくんが巡回・配本しておりますし、学校図書館の職員さんに対する技能・技術向上の研修についても教育総務課と連携して私どもも参画をさせていただいています。また、総合的な子供読書活動推進に市をあげて取り組んでいただいてもおりますので、それらが今回学校教育課と連携することによって本当に血の通った支援、施策に繋がっていくと予感していますし、それなりの覚悟をもって取り組まなければならないと思っております。よろしく申し上げます。

D委員                    ありがとうございます。図書館に行くたびに、アイデアにハッとさせられます。本のお歳暮などテーマに沿ってやられていたりしますし、時事的なことでコーナーが設けられたり、そういうアイデアに子供達が学校で触れることを少しでもやっていただいているということが今の話で分かったので、楽しみにしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市長）            他にありませんか。

C委員                    学力向上を考えた時にいろんな方策が出てくるのですが、根本的には教員の資質向上が根底をなすと思います。資料にもいろいろなことがあがっていますが、教職員に対する指導力を向上させる何かは教育委員会としてお考えでしょうか。

学校教育課長            資質向上は本当に大きな課題であります。今学校でも取り組み始めているのですが、メンター制度のような要するに先輩教員が若手教員に教える場、若手教員が悩んでいることをベテラン教員が教えることで資質向上をしていることもありますし、タブレット端末の活用については逆で、ベテランの先生が使い方を若手教員に尋ねる、そういう機会を各学校が作り始めています。それで資質向上を図っていこうとしているところです。

A委員                    読書活動の推進について、家庭との連携でタブレット端末と連動し読書の機会を設定するという所で、模索中ということでしたが、何か案が出ているようでしたら教えていただけますか。

学校教育課長            予算等も伴いますので難しい部分もあるかと思いますが、案としてあがっているのは電子書籍ですね。子供達の中には図書室に

行くのが面倒だという理由もあるようです。そこでタブレットで自分の興味のあるものを検索すればパッと出てきてそれが読めるなどがもしできれば、本や文字に触れる子が増えるのかもしれないと考えているところです。

市民図書館

図書館では電子書籍の導入には至っておりませんが、今年度図書館システムの更新を行い、WEB 検索がしやすいようなページを作っています。これまでは本のリストから選ぶという形でしたが、あたかもそこに書棚があるように、WEB 上で見れるような仕掛けを作っていますので、これから PR を進めていきたいと思えます。

議長（市長）

私の方からよろしいでしょうか。電子書籍はお金がかかるからということではなく、必要なら入れるべきだと思います。ただし電子書籍を読むということが、紙ではないものを読むということが果たしていいかどうかは皆さんで協議して欲しいところではあります。技術的には何でもないので、目が悪くなるということもあるでしょうし、英語検定もアプリがあるのであれば、必要であればいいと思えます。ただ、海外に行きたいとかプログラミング教育のために英語が必要なんだとか、英語を使いたいという目的があればいいのかもしれませんが、検定に上がることが目的なのか、上がって何をするのか。英語を勉強することが必要なんだと子供達にしっかり分かって欲しいですし、上がることが目的でその為だけに勉強することがいいのかどうかは気にはなるところです。必要であれば英検のアプリを入れて、それを見て受ければ上がりやすいのだろうと思えますし、上がるためのショートカットになると思えますが、教育的に考えますと勉強でショートカットばかりやっていいのかという気はします。英検のショートカットのアプリがあれば、それを入れれば合格率は上がりますが、それでいいのかと思いつながら話をしています。教育委員会や図書館で電子書籍が必要だということであれば遠慮なくいってもらえればと思えます。必要なのは間違いないと思えますが、使い方を間違えないようにしないといけません。この前の議会一般質問でもありましたように、タブレットの持ち帰りについてもいい話ばかりが出ますが、デメリットもあります。勝手にアプリをダウンロードできないように設定することも出来ますが、出来るということは外すということも出来ます。そういう部分には子供達は非常に長けていると思えます。デジタルというものは諸刃の剣ですので、今の時代それに向かっていくということはどうしても必要なこと

だと思いますが、それに対するリテラシー、使い方、その辺りは親もわかっていないといけないと思います。電子書籍が必要だとか、教材も今のままでいいのか、それ以外の物も必要なのか、その辺りは教育委員会で十分に練ってください。予算がないから子供達の学力が上がらないということは絶対にあってはならないと思います。学校教育に関してはこれまでもやってきたと思いますが私では分からないところもありますので、教育関係については教育委員会で十分やってみてください。こういうことをやれば学力が上がるなど、そういった実践をやってみて欲しいと思いながら聞いていました。

議長（市長）

他にありませんか。（なし）

それでは報告事項が 2 点ありますので、担当課からお願いします。

学校教育課長

報告事項(1)教育現場の人材確保についてです。前回の総合教育会議で、実際に学校現場ではどのような人材が必要なのかということで、市長からも各学校に聞いて欲しいとのことでしたので、各学校に調査をかけてそれをまとめたものが 8 ページの資料です。多くの学校から必要だと言われた人材を分類しますと、大きく 3 つあります。

一つ目は教員業務に関する人材で、テストや宿題の採点、部活動指導に係る人材、自習時に未習事項を教えることが出来る人材、理科や家庭科などの実験や実習をサポートしてくれる人材などが上がっておりました。このことを受けまして市としては、現在 6 名配置しています教員業務支援員を来年度は 10 名に増員して対応していければと考えています。部活動指導につきましては指導員の確保が課題となっています。

二つ目は特別支援に対する対応です。特性のある児童生徒への対応は個別支援が必要になることが多いです。また支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にあります。この状況からも特別支援児童生徒への対応が必要になってきますので、現在 47 名配置しております特別支援児童生徒支援員を 3 名増員し、来年度は 50 名体制で対応していければと考えています。

三つ目は不登校対策に係る人材です。学校には登校は出来ているがなかなか教室で授業を受けることが出来ない児童生徒や、現在不登校状態にある児童生徒が学校復帰の第一歩として別室を利用する場合があります。この場合別室での対応を教員でカバーし

ているのが現状です。しかし教員だけでは限界がありますので、来年度は新たに学校生活支援員を 3 名配置し、別室での児童生徒の対応が行われるような体制づくりをやっていく予定にしています。

最後にその他としまして、医療的なケアを必要とする児童生徒に対応する人材、現在学校に配置しているタブレットやネットワークの不具合に対応していただく ICT 支援員の常駐、保護者などからの過度な要求や学校内でのトラブルで法的な面でアドバイスをいただけるスクールロイヤーの配置、環境整備で清掃が難しいところの清掃や、学期に 1 回程度のトイレの清掃、樹木の剪定などが意見として挙がっていました。どのような運用としていくか今後検討していきたいと考えています。報告は以上です。

企画政策課副課長兼  
総合教育推進係長

報告事項(2)市内高校への行政支援について説明します。令和 7 年度の新規事業として要求しております市内高等学校支援事業についてですが、市外への進学により一部で定員割れが続く高等学校の魅力が高めるため、企業をはじめとした地域全体で連携し、高校生に新たな学習環境を提供することを目的としています。市内の高校ですので、伊万里高校、伊万里実業、敬徳高校の 3 校を対象としております。事業の概要として 3 点あげております。

まず一つ目は高校と地域等との連携に係る総合窓口の設置ということで、企画政策課の方に各種相談を受ける窓口を設けまして、高校側のニーズ等を把握し、市の各部署への出前講座等を調整するほか、市内事業所等へ高校生が現地研修等に行く場合の移動用のバスやその際の講師謝金を準備しまして、高校と地域をつなぐコーディネーターとしての業務を行います。

二つ目は外部講師の招聘ということで、伊万里出身の有識者や市内で活躍している事業者等による講演会を開催し、高校生と成功者との出会いを創出し、高校生のやる気喚起に繋がります。

三つ目が未来創造フィールドワーク等補助金で、次の世代の本市のまちづくりを担う高校生がフィールドワーク等を通して市へまちづくりに関する提案を行い、市の新たな魅力へつなげるほか、まちづくりの当事者としての意識醸成を図る、この 3 つの事業を行う予定としています。高校支援については以上です。

議長（市長）

報告事項が二つありましたが、この件について皆さんからご意見等はございませんか。

B 委員 不登校対策についての対応職員ということで 3 名ということでしたが、今日の説明にあった伊万里中、啓成中、南波多郷学館の別室対応支援員の方々がこの 3 名ということでしょうか。

学校教育課長 そうです。

B 委員 この方たちは何かしらの資格をお持ちなのでしょうか。

学校教育課長 資格は要りません。きららでも話がありましたが、居場所づくりという面も含んでおり、まずは資格なしで支援員を配置したいと考えています。

議長（市長） 他に無いですか。（なし）

では私の方から。学校現場の人材確保でテストの採点や宿題の採点は膨大な量だと思いますが、AI で出来ないのですか。数字などを読み込むのは難しい話ではないと思います。お金がいくらかかるということは別としても、そういった大量処理で繰り返すような作業であれば、AI の活用などを考えていく時期に来ているのではないかと思いました。それと ICT 支援員とありますが、トラブルはどのくらいあるのですか。毎日誰かが常駐しないといけないくらい起こっているのですか。あるのであればそれも必要かもしれません。どのくらいトラブルが発生していてどのくらい対応が必要なのが気になりました。もう一つ、スクールロイヤーについても常駐が必要くらい問題があっているのか。スクールロイヤーや法律の弁護士が必要となる事例が年間何十件もあっているのか。あっているなら、伊万里市にも顧問弁護士がいますのでいつでも相談できるような体制をとることは可能だと思うのですが。人材が要するというだけでなく実態として必要であればスクールロイヤーを頼むことも可能だと思います。市役所もいろんなことで顧問弁護士に相談をしています。顧問弁護士はひとりではいけないわけではありません。二人や三人が必要ということであればやっていいのですが、その必要性です。今の話でいけば警察 OB の人がいいのかといったこともあるので、その辺りはきちんとした必要性を出してもらえれば対応できます。ここで課題のまま終わるのではなく、実態としてどういったことが必要なのかを出してもらえれば私もやるべきだと思います。私も法律論になると必ず弁護士を入れます。同じことを言っても、私が言っても聞かないことを弁護士が言えば聞くというケースもあります。先

生たちにはしっかりと授業を、学力向上をやって欲しいと思っていますので、それ以外の法律論などは専門家に任せたいと思います。件数などしっかりと必要性を出してもらえばやりますので、伊万里で相談する弁護士が必要ということであればすぐやりましょう。その辺りは実態を調べてみてください。以上です。

議長（市長） 今日の議題や報告事項はすべて終わりましたが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から気づいたことや何かあればお願いします。（なし）

議長（市長） 伊万里小学校のトイレも取り組むこととなって、市内の小学校も屋外トイレの話はまだありますが、方針的にはやっていくということで年次的に進めたいと思っています。その他にも気付かれた点などがあれば是非言っていただけたらと思います。  
何もありませんか。（なし）

議長（市長） それでは、本日はいろんなご意見を伺いましたが、また皆さんとこの総合教育会議の場で話しながらより良い協議をしていきたいと思っていますのでよろしく願いしまして、本日の総合教育会議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（11時39分 終了）